

---

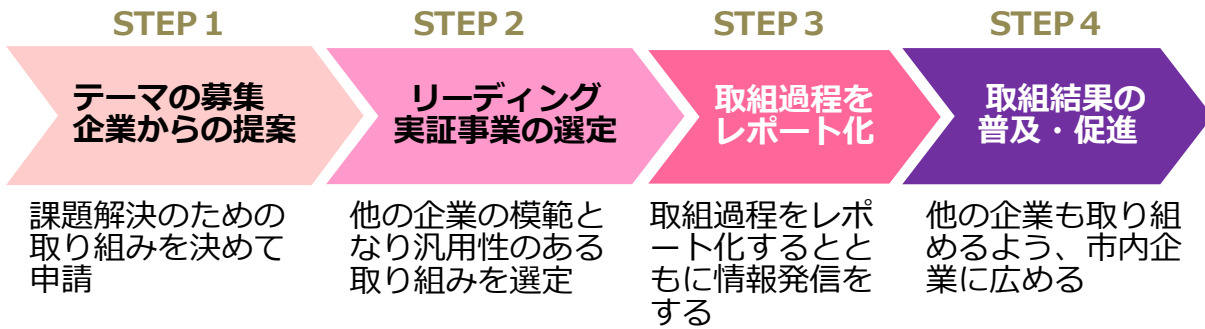
# 燕市職場環境実証事業支援 補助金

---

( 支援事業のご案内 )

燕市産業振興部 商工振興課

市内企業における働きやすい職場環境の整備や企業の経営課題の解決を通じ、人材から選ばれる企業となることを目的に、職場環境の改善等に向けた取り組みを支援するとともに、取り組み内容をレポート化し、市内の他企業への横展開を図るものです。



《 用語の意味 》

実証事業	人材から選ばれる企業となることを目的に行う市内中小企業者の経営課題の解決に資するものであり、新たな取組を他の市内企業においても実施可能かの検証を行う事業
補助対象事業	人材から選ばれる企業となるために自らテーマを設定し、その課題解決に取り組み、一定の効果を出すことが期待できる事業
主な補助対象要件	市内で事業を営む中小企業 市税に滞納がない者 実証事業における効果や実施の過程をレポート化し、市内において当該事業を参考にした取組を広めることに協力するもの。
補助対象経費	補助対象経費一覧に記載のとおり 報償費/消耗品費/通信運搬費/機械器具借上げ料/委託費 /その他経費
・補助金額	【補助限度額】 100 万円【補助率】 対象経費の 2/3 以内
・補助対象期間	交付決定日から交付決定日が属する年度以内

## 《 申請からの流れ 》



## 《 申請方法について 》

申請書類については、以下の必要書類を市の担当まで直接持参または郵送で提出してください。

なお、受付期間を過ぎて提出することはできませんのでご注意ください。

受付期間	令和 5 年 4 月 10 日 (月) から 6 月 30 日 (金) まで
提出書類	①補助金交付申請書(様式1) ②燕市職場環境実証事業支援補助金事業計画書(様式2) ③燕市税の納税状況確認に係る同意書または燕市税の納税証明書 ※1 ※1 納税証明書は市役所 2 階 収納課で交付を受けたものを添付してください。 ④企業概要 ⑤事業経費の見積等

## 《 申請書等のダウンロード 》

交付申請書等の様式は、燕市ホームページからダウンロードできます。

トップページの【工業・商業・農業・観光】の「中小企業者等への支援制度」へお進みください。

《燕市ホームページアドレス》 <https://www.city.tsubame.niigata.jp/>

## 《 補助対象経費一覧 》

経費区分	適用範囲及び算定方法	提出根拠書類 (実績報告時)
報 償 費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費	◎ 請求書 ◎ 支払を確認できる書類 (振込受領書等)
消 耗 品 費	事業の実施に必要な物品であって備品費(取得価格3万円(消費税税込)以上かつ耐用年数が1年以上のもの)に属さないものの購入等に要する経費。ただし、当該事業のみに使用されるものに限る。	◎ 請求書 ◎ 支払を確認できる書類 (振込受領書等)
通 信 運 搬 費	当該事業の実施に必要な郵便、通信費、運送料として支払われる経費	◎ 請求書 ◎ 支払を確認できる書類 (振込受領書等)
機 械 器 具 借 上 げ 料	事業実施に必要な機器、器具等のリースやレンタルに要する経費。ただし、当該事業のみに使用されるものに限る。	◎ 請求書 ◎ 支払を確認できる書類 (振込受領書等)
委 託 費	補助対象事業を実施するに当たり、補助事業者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費	◎ 請求書 ◎ 支払を確認できる書類 (振込受領書等)
そ の 他 経 費	補助対象事業を行うために必要な経費であって、他の経費区分にも属さないもの。ただし、当該事業のみに使用されるものに限る。	◎ 請求書 ◎ 支払を確認できる書類 (振込受領書等)

**！ 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。**

**！ 交付の決定を受ける前に要した経費については、補助対象外となります。**

**！ 根拠書類の提出がない場合は、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。**



その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

燕市産業振興部商工振興課 産業支援係  
〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地  
電話：0256-77-8231（直通）  
ファックス：0256-77-8306  
E-Mail：shoko@city.tsubame.lg.jp